

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱いについて

1 対象

介護保険指定事業者、介護保険施設及び基準該当サービス事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告を要する事故等

事業者は、次の①～⑤の場合、保険者（金沢市）へ報告する。

報告事項区分	報告内容説明
① 死亡に至った事故	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするものとする。
② 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者側の過失の有無を問わない。 ・負傷により利用者とトラブルが発生することが予想される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払う（予定の場合を含むものとする。 ・送迎・通院中のほか、自損事故も含むものとする。
③ 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、MRS A、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した以下の場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> イ) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合 ロ) 同一の有症者等が10名以上又は全利用者数の半数以上発生した場合 ハ) イ)及びロ)に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合 ・関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うものとする。
④ 職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に影響があるものとする。（例 利用者からの預かり金の横領等）
⑤ その他、報告が必要と認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・例1 利用者等の保有する財産を滅失させた場合。 ・例2 施設等において利用者が行方不明となり、警察や町会等外部の組織に捜索の協力を依頼した場合。 等

3 報告の方法

(1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに(遅くとも5日以内に)保険者へ報告する。

※ 重大な事故(死亡事故、トラブルに発展しそうな事故、複数の利用者にまたがる事故等)の場合は、電話で最初に報告する。

※ 重大な事故以外の事故の場合及び重大な事故で電話報告を行った後は、書面により報告する。(電子メールによる提出が望ましい)

(2) 事業者は、必要に応じて、その後の経過について、順次保険者へ報告する。

(3) 事故処理の区切りがついた時点で、事故後の対応を整理して報告する。

(4) 報告の様式は、(1)は第1報、(2)は第2報～、(3)は最終報告とする。